

株式会社オンテックス
代表取締役 小笹 公也 様

大阪府知事 吉村 洋文

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令について

貴社は、貴社が運営する「和泉橋本温泉 美笹のゆ」と称する公衆浴場（以下、「美笹のゆ」という。）において一般消費者に提供する役務の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

1 命令の内容

(1) 貴社は、美笹のゆにおける浴場利用役務（以下、「本件役務」という。）に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、大阪府知事の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、美笹のゆにある岩風呂（以下、「本件岩風呂」という。）について、たとえば浴場内掲示物において、「岩風呂<人工温泉の湯>アルカリ性単純温泉」とし、その説明として、「代表的なアルカリ性単純温泉には、道後温泉・下呂温泉などがあります。」と記載するとともに、「アルカリ性単純温泉の主な効能」として、「疲労回復、神経痛、不眠症、動脈硬化など」と記載するなど、別表1の「表示媒体」欄記載の媒体において、「表示期間」欄記載の期間に、「表示内容」欄のとおり記載することにより、あたかも、本件岩風呂の温水について、温泉を使用しているかのように表示していたこと

イ 実際には、美笹のゆは、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けておらず、本件岩風呂の温水は、井戸水を加温した上で、医薬部外品には該当しないソーダ灰（炭酸ナトリウム）を用いたものであって、効能を表示できるものではなかったこと

ウ 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、美笹のゆにある二股温泉風呂（以下、「本件温泉風呂」という。）について、たとえば浴場内掲示物において、「二股炭酸カルシウム温泉」とし、「温泉湯の華 効能表」として「あせも 荒れ性 しもやけ しっしん 冷え性 うちみ くじき 肩こり リュウマチ 腰痛 神経痛 疲労回復 痔」と記載するなど、別表1の「表示媒体」欄記載の媒体において、「表示期間」欄記載の期間に、「表示内容」欄のとおり記載することにより、あたかも、本件温泉風呂の温水について、温泉を使用したものであるかのように表示していたこと

エ 実際には、美笹のゆは、イに記載のとおり温泉の利用許可を受けておらず、本件温泉風呂は、井戸水を加温した上で、医薬部外品を用いたものであって、なおかつ、開業以来、

一度も本件医薬部外品の補充を行っておらず、効能を表示できるものではなかったこと
オ 前記ア及びウの表示は、前記イ及びエのとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底について、速やかに文書をもって大阪府知事に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社オンテックス（以下「オンテックス」という。）は、大阪市浪速区湊町二丁目2番45号に本店を置き、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく許可を得て、美笹のゆを営む事業者である。
- (2) オンテックスは、美笹のゆを自ら運営し、本件役務を提供している。
- (3) オンテックスは、美笹のゆに関する表示内容を自ら決定している。
- (4) 温泉については、温泉法第2条第1項において「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。」と規定されており、同法第15条第1項において、温泉の利用の許可について「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」と規定されている。
- (5) オンテックスは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、本件岩風呂及び本件温泉風呂について、別表1の「表示媒体」欄記載の媒体において、「表示期間」欄記載の期間に、「表示内容」欄のとおり記載することにより、あたかも、本件岩風呂及び本件温泉風呂の温水について、温泉を使用したものであるかのように表示して、一般消費者を誘引していた。

実際には、美笹のゆは、温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けておらず、本件岩風呂は、井戸水を加温した上で、医薬部外品には該当しないソーダ灰（炭酸ナトリウム）を用いたものであり、また、本件温泉風呂は、井戸水を加温した上で、医薬部外品を用いたものであって、なおかつ、開業以来、一度も本件医薬部外品の補充を行っておらず、いずれの風呂も効能を表示できるものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、オンテックスは、本件公衆浴場において一般消費者に提供する役務の取引に関し、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、係る行為は同条の規定に違反するものである。

(教示) 略

対象浴槽	表示媒体	表示期間	表示内容
岩風呂	浴場内掲示物	遅くとも平成 24 年 5 月頃 から令和元年 8 月 19 日 までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・岩風呂<人工温泉の湯>アルカリ性単純温泉 ・刺激が少ないので高齢者や病後の保護にも最適で、一般的に「美人の湯」ともいわれています。皮膚をやわらかくして汚れをとるので、入浴後は石けんを使ったように肌がすべすべになります。 ・代表的なアルカリ性単純温泉には、道後温泉・下呂温泉などがあります。 ・アルカリ性単純温泉の主な効能 疲労回復、神経痛、不眠症、動脈硬化など
	店舗ウェブサイト	遅くとも平成 24 年 5 月頃 から令和元年 7 月 3 日 までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・岩風呂（アルカリ性単純温泉） ・刺激が少ないので高齢者や病後の保護にも最適で、一般的に『美人の湯』ともいわれております。皮膚をやわらかくして汚れをとるので、入浴後は石けんを使ったように肌がすべすべになります。
二股温泉風呂	浴場内掲示物	遅くとも平成 25 年 5 月頃 から令和元年 8 月 19 日 までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・二股炭酸カルシウム温泉 ・【特許庁 特許番号 人工温泉第 2528423 号】 ・温泉湯の華 効能表 あせも 荒れ性 しもやけ しっしん 冷え性 うちみ くじき 肩こり リュウマチ 腰痛 神経痛 疲労回復 痔 ・温泉湯の華 成分表（別表 2 に記載） ・【厚生労働省 承認番号 医薬部外品（48D）第 36 号】
	店舗ウェブサイト	遅くとも平成 25 年 5 月頃 から令和元年 7 月 3 日 までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道長万部の神秘の名湯二股温泉の原石を使用し再現した人工温泉です。主な効能はあせも、冷え性、しっしん、肩こり等です。贅沢な人工温泉をぜひ 1 度お楽しみ下さい。

温泉湯の華 成分表

炭酸カルシウム (CaCO ₃)	95.75%	硫	酸 (SO ₄)	1.29%
ケイ酸 (SiO ₂)	0.67%	塩	素 (Cl)	0.39%
マンガン (Mn)	0.16%	アルミニウム (Al)		0.51%
マグネシウム (Mg)	0.18%	水	分	0.12%
鉄 (Fe)	0.93%			

【厚生労働省 承認番号 医薬部外品 (48D) 第36号】